

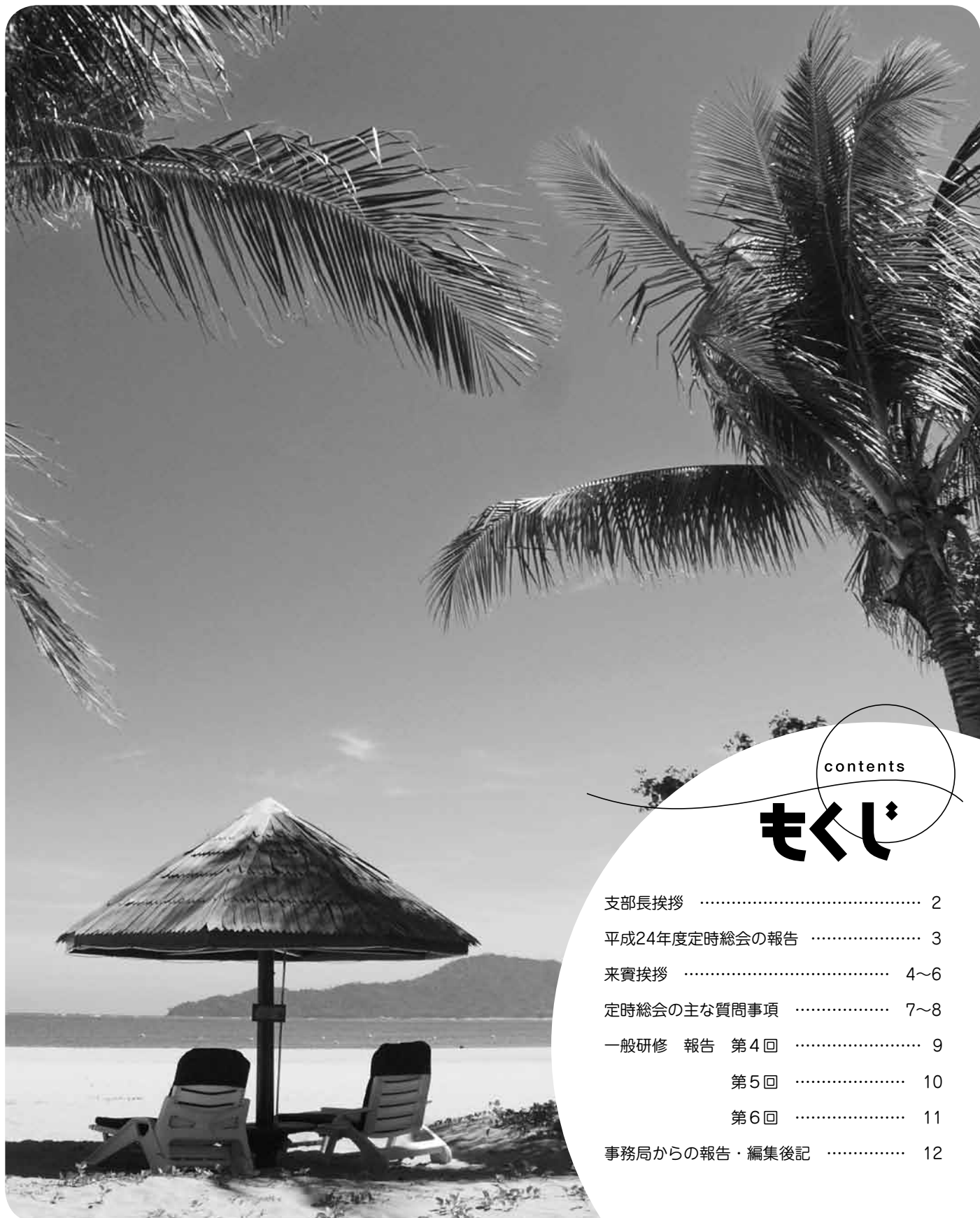
さっぽろ支部だより

2012年

北海道行政書士会札幌支部

第

125号



contents

もくじ

支部長挨拶	2
平成24年度定時総会の報告	3
来賓挨拶	4~6
定時総会の主な質問事項	7~8
一般研修 報告 第4回	9
第5回	10
第6回	11
事務局からの報告・編集後記	12

支 部 長 挨 拶

立ち止ると雨が降ってくる時代

札幌支部長 宮 元 仁

760余名の札幌支部会員の皆様、日々札幌支部運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平成23年度支部定時総会も無事盛会に終了し、帯広市で開催されました北海道行政書士会定時総会では、27名の札幌支部代議員が札幌支部会員を代表し全体質疑の大半を占めるに至り、実りある建設的会議を主体的に構築いたしました。

さて、私も支部長として皆様のご信任を頂戴し第2期目の最終年度を迎えました。いわば集大成の年といえます。世相では消費税の増税の是非が政局含みの国会が開催されており、増税導入の成果は近未来の国家運営に反映されるでしょうが、デフレ経済の真っ只中での導入は、一般国民にとって、あらゆる価値観がその制度・方式決定により、混沌とすることは明白であります。1メートル溺れた動物が80センチ浮上しても溺れていることには変わりなく、浮上させるエネルギー消費は更に体力を弱らせる結果となりえます。

特に士業は経営家族主義が業務の根底をなし、実質消費税法における免税業者が大多数を占めるため報酬に消費税を転嫁しづらい業態であり、仮にデフレ経済からの脱却を意図しているのなら、その景気施策から逆行離脱して最も体力を費消する業態といえます。

そのような中、日司連は世相をいち早く見越し総会決議として「法律関係に関する文書作成権限の明確化」を打ち出しました。要旨としては、「契約書等・遺産分割協議書・登記以外の議事録・確認書・離婚の合意書の作成を争訟性の有無にかかわらず関与できなければならない。」と宣しております。ここでは、弁護士法72条の垣根まで踏み込んでおりますが、内容的には、行政書士法第1条の2第1項の完全なる取り込みであり、法改正や権益の維持では足踏みしている行政書士会が方向性を誤り職域緩和どころか職域を狭める可能性が重々あります。著作権関連業務も供給で停止し需要創造をしないばかりに弁理士の共同独占業務とされ、他士業は需要創造しておりますので行政書士の職域は緩和でなく狭まる方向性の時代が始まりました。

挨拶が悲観的となってしまいました。しかし、札幌支部の潜在能力は行政書士会の組織体としては日本一と自負いたします。東京や大阪の単位会・支部からは総花的で素晴らしい部分ばかり見えてまいりますが、組織力と申しますと、何かにつけスピードをもって一致団結する力は他組織にありません。会員は仲間である意識を持ちあい、主義主張の反目があって議論を飛び越えることがあっても、最終的にはお互いを尊重しあう許心を以て、札幌支部という組織体を皆さんで支えて行こうではありませんか。お陰様で、支部研修等、他覚的に評価をいただき執行部一同励みの源となっております。今後は私のモットーとしている小さな意見も真摯に伺うことを執行部全体に浸透させ、大支部でありながら細やかなコミュニケーションの育成となる地道で草の根的活動をコンスタントに展開する所存であります。どうぞ皆様の更なるご指導ご鞭撻、ご理解ご協力の程お願い申し上げます。



平成24年度 札幌支部定時総会報告

平成24年5月11日(金)午後2時より、ノースシティホテル2階において、平成24年度北海道行政書士会札幌支部定時総会が開催されました。

総会は、昨年度亡くなられた会員に対する、黙祷から始まりました。また来賓として、石狩振興局の神姿子局長、札幌入国管理局の澤下豊首席審査官、北海道議会の吉川隆雅議員、北海道行政書士会の加藤隆夫会長をお迎えして、それぞれ祝辞を頂戴いたしました(神氏、澤下氏、吉川氏の祝辞について要約したものを4～6ページに掲載しています)。

4月2日現在の札幌支部会員数(法人を除く)は762名です。そのうち総会出席者が97名、委任状が320人、合計で417人となり、支部規則に定める定足数254名を超え、適法に総会が成立しました。

平成23年度の事業と収支決算報告がされ、平成24年度の事業計画案と収支予算案について説明が行われました。

また、代議員は平成24年5月24日に帯広で開催された北海道行政書士会総会の構成員として出席します。札幌支部からは代議員27名のうち、理事から22名、監事2名、議長1名、副議長1名、政治連盟1名が出席しました。

議案審議の際には上記決定事項の他に、様々な質問・要望事項について質疑応答があり、熱心な討議が繰り広げられました(審議内容について主なものを7、8ページに掲載しています)。総会終了後は懇親会が開催され、会員相互の親睦をより深めるものとなりました。



札幌支部 宮元 仁支部長



石狩振興局 神 姿子局長



札幌入国管理局 澤下 豊首席審査官



北海道議会 吉川隆雅議員



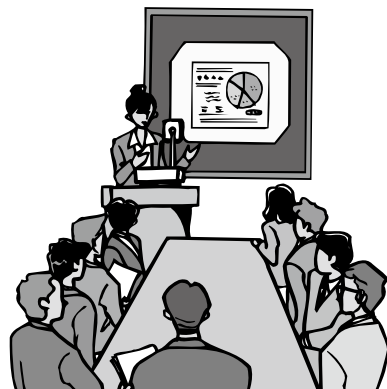
来賓挨拶 ①

北海道石狩振興局長

神 姿 子 様

北海道石狩振興局の神でございます。定時総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は北海道行政書士会札幌支部の定時総会が、このように多くの皆様のご参集のもとで盛大に開催されますことを心よりお慶び申し上げます。また、札幌支部の会員の皆様には、日頃より北海道並びに石狩振興局の各種政策の推進にご理解ご協力を賜っておりますことに、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。札幌支部におかれましては、会員相互の連携、道民に対しての各種事業を実施されるとともに、会員への研修の開催を通して行政書士業務の研鑽に努めているほか、一般向けのセミナーや無料相談会の開催、チャリティー募金などの社会貢献活動にも積極的に取り組まれていると伺っております。宮元支部長をはじめ、役員・会員の皆様のご尽力に心から敬意を表する次第でございます。さて、皆様ご存知の通り、私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化の進展、情報通信技術の発展、長引く不況の中での大規模災害への対応といった、これまでにない急速な変化に直面しております。こうした中で、行政手続きに関しまして、在住外国人の住民基本台帳制度が本年7月9日から開始されるほか、社会保障・税番号制度を導入するためのマイナンバー法案が本年2月国会に提出さ

れました。平成27年1月の利用開始を目指して、今後国会での審議が本格化する見通しでございます。また、国のIT戦略本部におきましては、今後とも電子行政を強力に推進していくこととしており、行政手続きのオンライン化が一層拡大していくことが見込まれております。道と致しましても、これらの変化に適切に対応しながら、道民の利便性の向上が図られますよう、しっかりとその役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、北海道行政書士会札幌支部及び会員の皆様の一層のお力添えをお願い申し上げます。結びになりますが、今後とも皆様が道民と行政の架け橋として重要な役割を担っていただきますとともに、北海道行政書士会札幌支部の益々のご発展と皆様のご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠におめでとうございます。



来 賓 挨 拶 ②

札幌入国管理局審査部門 首席審査官

澤 下 豊 様

札幌入国管理局の審査部門の澤下と申します。宜しく申し上げます。本日は北海道行政書士会札幌支部の総会にお招きいただきまして誠にありがとうございます。日頃から行政書士の皆様にはご理解とご協力をいただきまして平素の御厚情のほど、心からお礼申し上げます。この機会に、入国管理局の行政に係る手続等に関わっていただいている行政書士の方々に、7月9日からスタートする新しい在留管理制度についてお話しさせていただきたいと思います。

一つ目は、外国人登録制度の中で交付されていまして外国人登録証明書は、日本に適法に入国・在留している方だけでなく不法滞在者等にも交付されていまして、外国人登録証明書を持っているために正規に日本にいらっしゃるという誤解を受けているということもございましたが、これを廃止いたしまして、在留カードに一定の期間をかけて切り替えることとなります。これまでは、外国人登録証明書は市町村で交付されておりましたが、特別永住者証明書以外はすべて入国管理局のほうで在留カードを交付させていただくということとなります。対象となりますのは、観光や外交等でいらっしゃる方など6つのカテゴリ以外の日本に中長期間在留される方に対して交付されることとなります。これに伴いまして、より正確に外国人の実態を把握できるということになりますので、これまで永住者以外のほとんどの外国人の方の在留期間の上限が3年間でございましたが、これを最長5年まで延ばすという取り扱いになります。

二つ目は、これまではいったん日本から出国してまた日本に戻っていらっしゃる予定の方は入国管理局で再入国許可を取得してから出国しないと、日本に戻って来る時、また1からビザを取り直すこと等が必要だったので

すが、再入国許可を取らなくても、出国する空港等で在留カードを見せていただいて、有効なパスポートを持っていらっしゃることを確認でき、在留期限内で出国後1年以内（特別永住者の方は2年以内）の間であれば出国して日本に再入国できるという制度になります。今申しましたように、外国人登録証明書は一定期間内に切り替わってしまうわけですが、これは今年の7月9日から始まる制度でありますけれどもそれまでに切り替えてくださいというわけではなくて、在留期間の限られている方は入管で期間更新等の手続きをするときに新しいカードに切り替わりますし、永住等の許可を持っていらっしゃる方は一定の期間に切り替えていただければ良い制度になっております。また、新たに日本に入っている方は成田空港と羽田空港、中部空港、関西国際空港では空港で在留カードが交付されます。それ以外の空港では入国されてから住むところの届出が済みまして、そちらの方へ書留により送らせていただいて再入国カードが交付されることになっております。

このことについてより詳しいことを、インターネットの入管のホームページや、インターネットテレビ等で詳しく説明しておりますので、そちらの方をぜひ見ていただいて新しい在留管理制度のポイントを理解していただきたいと考えております。時間がまいりましたので以上のことを申し上げますとともに、これからの北海道行政書士会札幌支部の発展を祈念いたしまして本日の挨拶とさせていただきます。今後とも宜しくお願い致します。ありがとうございました。

※本稿挨拶者から「短い時間で正確に伝わっていないこともあると思いますので、新しい在留管理制度の正確な取扱いについては、必ずインターネットの入国管理局のホームページや事務局にお送りした資料でご確認ください」とのコメントが届いています。

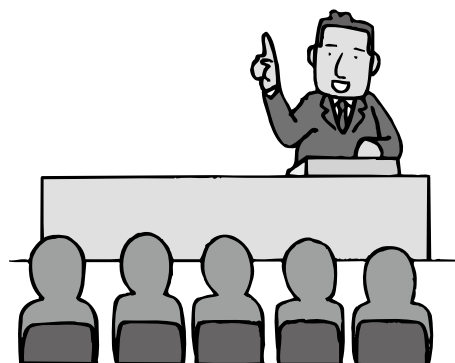
来賓挨拶 ③

北海道議会議員（北海道行政書士会顧問）

吉川 隆雅様

ご紹介いただきました、道議会議員の吉川隆雅と申します。宮元支部長から紹介いただきましたように北海道行政書士会札幌支部さんの顧問ということでご配慮いただいております、今日の総会にお招きいただきましてありがとうございます。先程の宮元支部長のお話で学力の話が少しありましたので、私からも少しお話をさせていただきたいと思いますが、小・中学生の全国一斉学力テストというのがありまして、そこで北海道は全国47都道府県中46位という大変低い危機的な状況にあるところなんです。そうした中で北海道としては平成26年度までに、これを全国平均にまで引き上げたいということで知事の号令のもとで、ロードマップを作って様々な取り組みをこれから推進していくところでありまして、学力の問題というのは本当に一朝一夕ではいかないことで、教育関係者ですとか、家庭や地域の皆様のご協力、本当にオール北海道での取り組みが必要ではないかというふうに感じておりますし、また、疲弊する地域の産業あるいは経済活性化をどうしていくのか、少子高齢化の問題もありますし、あるいは、国政においても税と社会保障の一体改

革の関係法案が審議入りしたというような報道もありました。そうした、刻々と変化をする社会情勢と、そして、北海道の色々な問題に取り組んでいくために、また、皆さんの業界の発展のためにも私も道政の場でしっかりと取り組んでまいりたいと思いますし、今日は副支部長として私と道議会同期の松山先生もいらっしゃっておりますので、ぜひ一緒になって皆さんとそうした北海道の問題に取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご指導宜しくお願い致します。ご参会の皆様のご健勝ご多幸をお祈りいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



定時総会の主な質問・要望事項

■ 定時総会での主な質問、要望と答弁概要（概要化の文責は会報編集部）

◆第1号議案

▼【質問】 所村会員：

かわらばんを年4回発行しているが、実際にかわらばんを流すだけで、会員との交流、行事への参加はほとんどない。見直しは行わないのか。

▼《答弁》 酒匂総務部長：

かわらばんの目的は札幌支部が相互の会員の顔が見えるようにとの趣旨だが、会員数762名のときにFAX不通が201件あった。この点は、FAXの新設・変更の届出をしっかりとすることが重要である。内容は、イベント・研修会のご案内が主なものだが、各地区老人福祉センターにおけるセミナーの案内も行い、そこに参加した会員が、会場でその地区の方と親睦を深めるという新たな展開を迎えている。今後なるべく魅力のあるイベント・研修会を案内して行きたい。

▼【質問】 所村会員：

行政書士広報月間の訪問先の検討を踏まえた平成23年度の取り組みについて

▼《答弁》 長谷川監察広報部長：

北海道会で設立した成年後見支援センターで訪問している地域包括支援センターを訪問先から除き、相続遺言セミナーを開催させて頂いている札幌市内の老人福祉センターや社会福祉事業団を訪問先に加えた。非行政書士の排除について日行連から北海道会へ、さらにそこから札幌支部へ要請のあった農業協同組合についても追加した。また、北海道議会議員の松山丈史会員と札幌市議会議員の木村彰男会員の協力を得て、道議会と札幌市議会の表敬訪問をさせて頂いた。

◆第2号議案

▼【質問】 所村会員：

事業活動支出の総務管理費の事業費の売捌所運営費の内訳について。

▼《答弁》 三浦財務部長：

現在、北海道収入証紙の売捌事業として北海道知事から設置の承認を受けている事業所は札幌支部を含めて6か所あり、売捌所運営費は証紙売捌額の2%に相当する額を現在予算に計上している。売捌

証紙手数料は北海道収入証紙条例施行規則第10条第2項により、元売売捌人から収入証紙を買い受けた時に3.15%を差し引いた額で買い受けており、この3.15%のうちから2%を売捌所運営費として札幌支部から各出張所へ支払っている。

▼【質問】 齋藤会員：

決算報告の増減額について、予算額との対比なので「+」「-」の表示を反対にした方が分かりやすいのではないか。

▼《答弁》 三浦財務部長：

増減というのは、まず予算を優先した考えに立って作成しており、予算していた通りにお金を使ったのか、それとも、予算より少なく済んだのかということを表示しなければならないと考えている。北海道会の収支計算書もこのような形になっており、それに倣って作成している。

◆第3号議案

▼【要望】 池田会員：

行政書士のPR活動の強化

▼《答弁》 長谷川監察広報部長：

高齢者が増えている現状で遺言相続における行政書士の業務が増加していると考えており、現在老人福祉センター等で行っているセミナー等に力を入れて、成年後見支援センター等とも連携して行政書士のPR活動を進めていきたい。また、会員の皆様から「こんな形でやればPRになるのではないか」という要望があれば、検討させて頂きたい。

◆第6号議案

▼【質問】 小野会員：

執行部の人数が多すぎる。活動状況から適正な人数にすべき。

▼《答弁》 宮元支部長：

札幌支部規則第5条に則って、その通りに調整している。副支部長は平成22年に改正して4名にして、理事22名で一生懸命汗をかいてやっているという状況。業務企画部が10名だが、年間25回も研修をこなしており、労力をかけている。効率化については検討したい。ただ、支部の役員は、北海道会の役員、委員会への登竜門という形にもなっており、将来、会を担って行く人を育成するという場にもなっている。

第4回 一般研修 報告

日 時	平成24年2月21日（火） 13時～15時30分
場 所	リンケージプラザ 第1研修室
テーマ	「賃貸住宅管理業者登録制度の概要と手続き」
講 師	北海道開発局事業振興部建設産業課 不動産第二係長 須田 歩 氏
受講者	50名

賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資するため、賃貸住宅管理業者登録制度が平成23年12月1日よりスタートしました。

これにより賃貸住宅管理業務に関して一定のルールを設けることで、借主と貸主の利益保護が図られます。また登録事業者を

公表することにより、消費者が管理会社や物件選択をする判断材料として活用することが可能になるとされています。

この研修では、賃貸住宅管理業者登録制度の概要及び申請方法について講演していただきました。申請方法についてもひな型付きで詳しく解説していただき、とても有意義な研修となりました。



講師の須田 歩 氏

第5回 一般研修 報告

日 時	平成24年3月1日（木） 13時30分～15時30分
場 所	かでの2・7 802研修室
テーマ	「遺言書の作成並びに遺言書作成業務に付随する公正証書の作成」
講 師	札幌大通公証役場 公証人 石田 敏明 氏
受講者	108名

この研修では、遺言を中心にお話いただきました。裁判所での取扱いや事例をおりまぜながら、公証人の立場で遺言を作成するときに注意していること、行政書士が作

成する場合の注意点などを具体的に分かりやすくお話しして下さり、満員の会場は皆集中して耳を傾けていて、大変有意義なものとなりました。

受講者の声

札幌支部 山梨 征人

●第5回一般研修を受けて

講師の石田敏明先生の公証人としての視点と、裁判官をされていた時の経験を基にした講義で、とても興味深いものでした。特に遺産分割は家裁でも解決が難しく、裁判所が嫌がるほど時間や費用がかかるが、遺言を作成するとその手続きを省略出来るし、何よりも遺言者の希望を実現でき、その後の親族間の

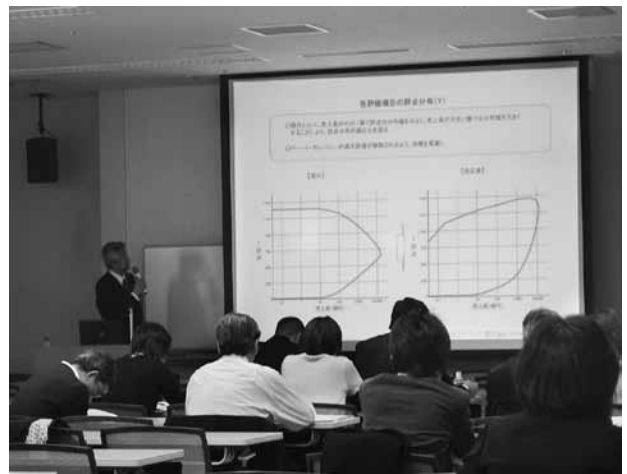
余計な争いを回避出来る可能性がある。そのような遺言の有効性や、推定相続人廃除をめぐる問題や遺言の書き直し、撤回の問題など、遺言内容についての基本的な考え方を詳しく聞けて良かったです。

第6回 一般研修 報告

日 時	平成24年3月29日（木） 13時30分～15時30分
場 所	教育文化会館 研修室305
テーマ	「経営状況分析点（Y）の構成と建設業財務諸表作成上の留意点」
講 師	ワイズ公共データシステム株式会社 代表取締役 松村 清 氏
受講者	49名

平成24年7月改正の経審（経営事項審査）の評点算出方法や入札参加資格定時申請準備のポイント、建設業決算報告書の作成等について詳細に説明していただきました。

また、保険未加入企業への減点措置の厳格化についての最新情報も得ることができました。



受講者の声

札幌支部 木村奈津美

去る3月29日、ワイズ公共データシステム株式会社の代表取締役社長 松村氏による研修会「経営状況分析の点数（Y点）の仕組みについて」を受講いたしました。

平成20年に改正となった経審における経営状況分析評点（Y）の指標についてわかりやすくご説明いただいたうえで、高得点を獲得するために重視すべきポイントについてお

教えいただきました。

損益計算書のチェックポイントや、最新の法改正の情報など、具体的な内容で非常に参考になりました。

今回の研修を通じ、ただ書類作成するだけで終わらず、お客様によりアドバイスをできるよう、最新の情報を取り入れて参りたいと改めて思いました。

事務局からの報告

●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	〔事務所〕
1.H24. 3. 1	5196	伊 藤 順 子	中・中央区5
2.H24. 3. 1	5199	黒 田 豊	北・東区2
3.H24. 3. 1	5200	納 谷 明 江	中・中央区5
4.H24. 3. 1	5201	江里口 善 和	北・東区2
5.H24. 4. 2	5204	山 本 早 希	北・北区3
6.H24. 4. 2	5205	名古屋 裕 一	北・東区3
7.H24. 4. 2	5206	大 林 喜代子	中・中央区4
8.H24. 4. 2	5207	芳 賀 行 弘	南・南区
9.H24. 4. 2	5209	篠 原 董	東・豊平区3
10.H24. 4. 2	5210	梅 澤 靖 貴	中・西区1
11.H24. 4. 2	5212	中 田 健	東・白石区2
12.H24. 5. 1	5213	佐 藤 龍 平	南・恵庭区
13.H24. 5. 1	5214	澁 谷 泰 則	南・厚別区
14.H24. 5. 1	5217	坂之井 直 紀	東・豊平区3
15.H24. 5. 1	5218	野 口 伸 也	南・千歳区
16.H24. 5. 1	5219	菊 地 沙知子	南・厚別区
17.H24. 5. 1	5221	武 田 佑 也	北・手稲区
18.H24. 5. 1	5224	山 口 英美子	北・東区2
19.H24. 5. 1	5225	加 藤 るり子	北・北区1
20.H24. 5. 1	5227	斉 藤 正 行	南・南区
21.H22. 3.15	5229	山 崎 悦 子	南・千歳区(横浜転入)

●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏 名)	〔事務所〕
1.H24. 1. 5	4500	田 口 篤太郎	東・豊平区1
2.H24. 1.31	2129	元 吉 廣 雄	南・千歳区
3.H24. 1.31	4452	原 功	南・清田区
4.H24. 2. 6	4986	森 田 龍 雄	中・西区2
5.H24. 2. 8	4487	中 村 孝	中・中央区3
6.H24. 2.13	4840	加 藤 邦 夫	南・南区
7.H24.3.11(死亡)	2395	中 村 忠 光	中・西区1
8.H24. 3.31	2934	岡 村 俊 徳	北・東区2
9.H24. 3.31	4087	漆 原 清	東・豊平区1
10.H24. 3.30	5100	佐々木 淳 一	南・江別区
11.H24. 4. 6	4768	平 尾 吾 郎	中・中央区3
12.H24. 4. 9	2900	川 原 孝 吉	東・白石区3
13.H24. 4. 9	992	二ツ川 等	中・西区2
14.H24. 5. 9	3370	保 倉 保 夫	北・東区1
15.H24. 5.10	4933	木 村 悟	南・千歳区



編 集 後 記

地球が誕生したころは今よりも自転周期の時間がずっと早く、一日が5時間程度だったと考えられているそうです。潮の満ち干によって自転にブレーキがかけられ自転速度が徐々に遅くなり、現在の一日が24時間になっているとのこと。地球と月が頑張って(?)時間を作ってくれていて、しかも今年はうるう年なので、例年より1日多く時間があるはず。それにしてもなぜでしょう。自分の時間管理が問題なのですが、毎日があっという間に過ぎて、もっと時間がほしいと感じる今日この頃です。

さて、5月の総会に実は初めて参加させていただきました。式次第を見ながら長い会議になるのかな...と考えておりましたが、実際には行政書士制度や支部活動について貴重なご意見等を聞くことがで

き、とても勉強になりました。真剣に考え、熱く発言される先輩方々がいらっしゃることに本当にありがたく思います。とても良い体験になりました。

総会に出席されたことの無い方は、一度参加されてみてはいかがでしょうか。何を取り組んでいるのか・どうして現状がそうなっているのか・その理由等、様々な事を分かることができ、きっと気分爽快になれることでしょう。冗談のようにまとめてしまいましたが、個人的には今から来年の総会を楽しみにしております。時間の都合で、参加できるかどうかが不安なところですが...

あれこれ悩んでも、どうしようもありません。編集活動も残り半分、元気に頑張ってます。もう少し、お付き合いよろしくお願いします。(大津)

札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第125号 2012年6月26日発行

発行人 宮元 仁 編集人 長谷川征輝
 発行所 北海道行政書士会札幌支部
 札幌市中央区北1条西8丁目
 丸二羽柴ビル4F
 TEL (011) 271-0773
 FAX (011) 271-6126
 gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリー
 北広島市西の里507番地の1
 TEL (011) 375-2116
 E-mail:rihabiri@selp.net
 頒 価 500円(送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>
 ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>